

經濟論叢

第七十三卷 第一號

資本蓄積と外國貿易……………松 井 清 (1)

ドイツ帝國主義と經濟政策……………大 野 英 二 (19)

信用貨幣とインフレーション……………眞 藤 素 一 (45)

日本鐵鋼業の問題點……………菅 谷 重 平 (63)

[昭和二十九年一月]

京都大學經濟學會

ドイツ帝國主義と經濟政策

—ドイツ獨占資本とユンカー—

大野 英 二

まえおき

一八七三年恐慌を起點として九〇年代中葉に及ぶ『大不況』(the Great Depression)は、資本主義の發展段階を劃する分水嶺をなしている。この大不況にたいする資本主義諸國の對應形態は、もとより、その發展の段階と型態とにより制約されているが、同時にまたその後の政治—經濟の發展の特質を規定する要因をなしている。七五年のライヒス・バンク設立法—信用體系整備により、産業革命の完遂をみたドイツ資本主義は、大不況のさ中に新たな局面に逢着する。一面には、石炭—鐵鋼業を基軸とする・電氣工業および化學工業の鍵鑰産業における資本集積・集中から獨占への疾風怒濤の展開による大不況の克服、他面には、依然として強く底流をなしている慢性的農業恐慌の支配。この交錯から工業と農業との關係に新たに投げかけられる問題は、『帝國主義の古典的時期』(1873~1914)におけるドイツの經濟政策が解決を迫られた中心的課題をなしている。

この時期の經濟政策の歸趨を追跡することにより、ドイツ帝國主義の内政的基盤をなす「金融寡頭制」の內的編

制を理解するための鍵を見出すこと、本稿の課題はこの一點にある。

註① *cf.* M. Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, Fourth Impression, 1950, p. 300.

② Georg W. F. Hegeler, *Imperialism vor 1914*, München 1951, Bd. I, S. 15.

*なお、拙稿「ドイツ金融資本の構造的特質」(經濟論叢第六十七卷第六號および「ドイツ獨占資本とベルリン六大銀行」經濟論叢第七十一卷第一號を、参照されたい。

一 一八七三年恐慌と經濟政策の旋回

社會主義鎮壓法、社會保險立法とともに保護關稅政策は三位一體の政策體系として、ドイツ帝國主義の前提をなしているが、この大不況への對應形態のうちにきわたつてドイツ的な性格があらわれている。周知のように、保護關稅政策は、七九年七月十二日に中央黨のフランケンシュタイン(Frankenstaen)提案の可決(議二二票、否二二票)により導入せられた。この過程をさらに立ち入つて考察してみよう。

七三年恐慌の勃發する直前、七月に鐵關稅廢止が決定し、ドイツ資本主義は自由競争のさ中におかれるにいたつた。が、すでに襲いきた恐慌と先進イギリスの競争とのため、わけても窮地に陥つた鐵鋼業の主導のもとに、保護關稅運動がまず大工業の側から——工業一般ではなく、『鐵』、『鐵維』、『化學』の大工業の側から高まつてきた。ここに、自由貿易にインタレストのある中小工業との拮抗關係が認められる。

『鐵』では、輸出向中小鐵鋼業(軌條—棒鐵生産者およびゾーリンゲン・レムシャイド等の小鐵工業)は、原料廉價購入と外國市場確保のために、銑鐵生産—高爐所有大鐵鋼業と拮抗し、『鐵維』では、輸出向家内工業—紡織と大工業—紡織とが對立した。

さらに『化學』では、ソーダ工業・大工業が、先進イギリスの競争に壓迫せられて、國內市場確保の要請から保護關稅を要求したのたいてして、その他の化學工業部門は小工業が支配的であつたが、國際的競争戦にも優位にたち、原料廉價購入と外國市場確保とのために、自由貿易を要求していた。⁹⁾この段階では、中小工業の組織の未成熟のため、政治的に大きな力とはなりえなかつた。

七一―三年の泡沫會社亂立時代の大増設で過剰生産恐慌かきわだつて強く支配していた大鐵鋼業は、イギリスの競争による價格壓下と同時に、鉄鐵生産方法の攪鍊法からベッセマー法への移行に必要な隣含有の少い外國鐵石調達からの生産費上昇により、二重の壓迫が加わり、「生産者の三分の一は保護關稅がなくても存續しえたが、三分の一は保護關稅により始めて存續しえ、残りの三分の一は保護關稅があつてもなくても没落せざるをえない」状態におかれた。⁸⁾纖維工業も、アルサス―ロートリンゲン併合により、生産力を倍加し、過剰生産恐慌が持續していた。かくして、鐵・纖維・化學等の大工業は、七五年に創立された「ドイツ産業家中央連合」(Centralverband deutscher Industrieller)を基軸とする諸團體に結集して、商業資本的色彩の濃い「商業會議所」から獨立し、保護關稅要求のための組織的運動を展開した。ここに留意すべきことは、『商業』に替つて、『工業』の、さらに『纖維』に替つて、『鐵』の大資本の政治的影響力が、前面に登場することである。七五年に《Gegen den Strom》を公刊して保護關稅論を展開したカルドルフ (von Kardorf) 主導下の「中央連合」は、いま、その第一のスローガンとして、『國民的勞働を外國勞働のために破滅にいたらせる自由貿易論の超克』を掲げる。¹⁰⁾

註④ 大河内一男教授「獨逸社會政策思想史」頁二二四、江口朴郎教授「ビスマルクと帝國主義(1)」歴史學研究第一四三號頁一六七八、を参照された。

⑤ Oswald Schmieder, *Deutsche Finanz- und Wirtschaftspolitik*, 1912, S. 164.

⑥ 一八七〇年にすでに一〇〇厘當り、〇・五マルクに引下げられていた鉄鐵關稅は全廢され、二マルクに引下げられていた

鐵鐵その他の鐵製品關稅も、十七年一月一日に廢止されることになつた。

⑧ Walter Lotz, *Die Ideen der deutschen Handelspolitik von 1860 bis 1891. Schriften des Vereins für Socialpolitik.* Bd. 80-1, 1892. SS. 126~7.

⑨ O. Schneider, *ibid.* S. 53 u. S. 134. ; vgl. Rudolf Martin, *Die Eisenindustrie in ihrem Kampf um den Absatzmarkt.* 1904. SS. 254~6. 以下の第一表を参照せよ。英獨鐵鐵生産費の開きの生じる主要因が、鐵鐵石の價格差にあることが明示されて

第一表

1878年10月の英獨
鐵鐵生産費の比較

	西カムパ ーランド (二高戸)	ル ー ル (Hörde) の三高戸)
鐵	27.75	39.63
コークス	16.00	16.00
石 灰	1.50	2.48
石 炭	0.09	0.19
勞 賃	5.58	6.20
材料その他	1.41	2.34
償却基金	1.80	1.80
總 計	54.13	69.00

I. 單位=1マルク/1000kg
II. ヌッセマー法による。

いる。ドイツは當時その鐵石を主としてスウェーデンから輸入していたのである。「鐵調査委員會」(Eisenaufragekommission)の報告によつて、ルール地域のドイツの企業が平均してヌッセマー鐵鐵トン當り六五~六七マルクで生産していたのに対して、イングランドでは五三~五八マルクで生産していた。(但し、この場合には英獨何れの側にも償却基金が含まれていないことに注意)。

⑩ W. Lotz, *ibid.* S. 136.

⑪ 紡錘數五六%、力織機數八八%、捺染工場設備一〇〇%だけ増大した(ヴァルガ「世界經濟恐慌史」永住道雄氏譯第一卷第二部、頁一一九)。

⑫ vgl. Jürgen Kuczynski, *Studien zur Geschichte des deutschen Imperialismus*, Bd. I. Zweite verbesserte Auflage, 1962. SS. 182-6. 「中央連合」のほかに「Langnamverein」(一八七一年創立)、「Verein Deutscher Eisen und Stahlindustrieller」(一八七四年創立)があり、「Industrie-Börseverein」などは、それぞれ七五年以降、保護關稅要求の組織的運動を展開した。

⑫ カルドルフは、オーベルシュレージエンの大土地所有者であり、七一三年の創立熱狂時代に鐵鋼業へ參與し、大個人金融業者 Bleichröder とともに『Vereinigte Königs- und Laurahütte』を創立して、監査役首席となつた。大土地所有者と産業王との混合型は、自由保守—帝國黨の基本的性格をなす。vgl. G. Hallgarten, *ibid.*, Bd. I, S. 178. u. J. Kuczynski, *ibid.*, Bd. I, S. 184.

⑬ J. Kuczynski, *ibid.*, Bd. I, S. 186.

農業に眼を轉ずるとき、大土地所有者のうちでも、カルドルフ〔自由保〕に典型的に表現される大土地所有者と産業王との混合型、およびルール大工業と結合するラインの大土地所有者は、當初から保護關稅陳營の先端にあつて、大工業とユンカーとの間に架橋の役割を果していた。が、これにたいして、東エルベのユンカーは依然として、商業とともにマンチェスターテムの二大支柱をなしていた。すでに五二年にライ麥輸入は輸出を凌駕していたとしても、小麥輸出は輸入をなお凌駕していたため、わけても小麥輸出のインタレストから、さらに工業の發展—農業労働力の缺乏と勞賃騰貴とを惹起した—にたいする恐怖から、そうであつたのである。このユンカーの立場を豹變せしめたのは、『交通革命』⁽⁶⁾にともなうヨーロッパ穀物市場の構造變化である。⁽¹⁷⁾アメリカ合衆國・ロシヤ・インドの交通制度の發達と陸—海運賃の低落とにより、これらの國々の低廉な穀物のヨーロッパへの供給が激増し、ヨーロッパの穀價は急落した。そのため、ユンカーはイギリス市場から驅逐されただけではなく、ドイツの人口増加とあいまつて七六年には小麥輸入も輸出を凌駕するにいたり、⁽¹⁸⁾國內市場確保を急務と感した。七九年のはじめ、ピスマルクの農業關稅設定の意圖が明らかになつたとき、ユンカーの一部、すら救濟手段としての穀物關稅の適性に疑念を抱いたほどラディカルな新事實であつたとしても、つい二三ヶ月まゝまではマンチェスターテムの確信的支持

者であつたため、あるいは農業を犠牲にする工業の優遇のみを豫期してゐたため、保護關稅運動に不信の態度をとつてゐたユニカーの多くをまた、「租稅—經濟改革協會」(Vereinigung der Steuer- und Wirtschaftsreformer)をよび保守黨を組織的運動の基盤として、「穀物—家畜關稅なくして鐵關稅なし」と宣言するにいたる。⁽⁹⁾

⁽⁸⁾ J. Kuczynski, *ibid.*, Bd. I, S. 189.

⁽⁹⁾ Lajo Brentano, Die deutschen Getreidezölle. Zweite. Auflage. 1911. S. 8.

⁽¹⁰⁾ vgl. J. Kuczynski, *ibid.* Bd. I, S. 135. せよび「ホルツ」『獨逸農業史』山岡亮二教授譯、頁、四四—参照。

⁽¹¹⁾ ャルトス「資本論」長谷部文雄氏譯、青木書店版④頁—三一頁(傍點大野)。

⁽¹²⁾ cf. H. Rosenberg, *The Economic Impact of Imperial Germany. The Tasks of Economic History*. 1943. December. pp. 102~3.

⁽¹³⁾ L. Brentano, *ibid.*, S. 10.

⁽¹⁴⁾ O. Schneider, *ibid.*, SS. 130~4.

いま、ユニカーの轉向により一大支柱を失つたマンチェスターテウム陣營の他の支柱は、バルト海沿岸—ヘンザ諸都市の大商業・個人金融業者・輸出工業・小ブルジョアから構成される國民自由黨左翼にあつた。しかしながら、この翼は黨内鬭争のため無力化されてゐた。というのは、保護關稅問題を契機に國民自由黨は分裂の危機に直面したからである。大工業の影響力が高まるにつれて支配層の交替が生じ、ベンニクセン(Bennigsen)・カムプハウゼン(Camphausen)・デルンルニッヒ(Delbrück)らの舊型の支配層を排除して登場した・ルールの主導者ハムマッセル(F. Hammacher)らの新型の支配層は保護關稅政策へ志向して、ラスケル(Lasker)・ハムベルガー(Bamberger)らの

左翼と持抗していたのである。かくして、保護關稅運動にたいする反對派の主力はむしろ、リヒター(E. Richter)主導下の進歩黨(小ブルジョア・家内労働者)に移り、社會民主黨(都市労働者・一部小ブルジョア)の支持をうけていた。問題は「ドイツの經濟諸關係の小宇宙」といわれる中央黨にある。²¹⁾その主力は、保護關稅から不利をうけるにもかかわらず政治的には無關心な西ノ南ドイツの、^{*}小農・手工業者およびライン・オーベルシュレジュンのカトリックの工業労働者から構成されていたが、他面では保護關稅を強く要望するライン・オーベルシュレジュンのカトリックの大工業・大土地所有・南ドイツの紡績工業・大中農および教會を構成要因とし、さらに連邦分立主義的ノ反プロイセンの立場からポーランド人・エルサス人のほかに、プロテスタントのハノヴァー王黨員の支持をもうけていた。²²⁾かかる複雑な構成要因を有する中央黨は保護關稅問題で窮地に陥つた。その支配層をなす議員の大多數(八七名)は、すでに七八年十月十七日に保守黨(三六名)・自由保守黨(三九名)・國民自由黨右翼(二七名)等の議員二〇四名の「自由國民經濟連合」(Freie volkswirtschaftliche Vereinigung)に屬して、保護關稅に賛意を表明していたからである。²³⁾

* 《穀物關稅と小農》穀物關稅による騰價吊上にインタレストをもつのは、自家消費以上に穀物を耕作し、穀物を販賣する五ヘクタール以上の經營規模の農業經營である。一八八二年の農業經營調査によれば、五ヘクタール以上の農業經營は總經營數の二三・三七%にすぎず、主として東エルベのユンカー經營が占めている。總經營數の四分の三以上が食料用・飼料用にむしる穀物を購入する立場にあるため、穀物關稅から不利をうける。それゆえに、わけても南ドイツに支配的な小農のインタレストはユンカーのインタレストと對立する。が、政治的に無關心なため、この對立は潜在的なものに止まつていた。²⁴⁾

以上の情勢のもとで、ビスマルクには議會の多數派を確保するために二つの途があつた。保守黨・自由保守黨のほかに、國民自由黨の支持を求めてベンニクセン提案と協調するか、それとも中央黨の支持を求めてフランケンシ

エタイン提案と協調するか、であつた。しかしながら、ベンニクセン提案は國民自由黨内部で激しく攻撃され、三一四〇名の反對投票は明白であつた。²⁶⁾ 絶對的な現實政策家としてのビスマルクは、國民自由黨案に比して連邦國費分擔額を除去する目的を實現しえないとしても關稅收入の削減されない中央黨案との協調を選び、ここに『穀物と鐵』とのための保護關稅が成立した。²⁷⁾ これによつてえられる關稅收入は、保護關稅〔農業二四・一百万マルク、金屬六・六〇、織維五・八〇、林業三・八〇、その他三・四〇〕から四三・七百万マルクおよび財政關稅から二七・六百万マルクと評價され、²⁸⁾ 陸軍増強のための財政的基礎の擴充をみた。まさしく、「一八七九年の關稅改革は新ドイツ帝國の經濟史上最大の内政的事件であり……それとともにドイツに新重商主義の時期が始まる」といへよう。²⁹⁾ 一面では、その基調をなす、エムカーのインタレスト擁護の政策は、慢性的農業恐慌の深化にともないますます強化せられ、八年の小麥ライ麥五マルク關稅の實現により最頂點に達する。わけでもロシアの穀物輸出に痛撃を與えたこの政策は、對露友好を基調とするビスマルクの外交政策の基礎を搖がし、『外交政策と經濟政策との分離』³⁰⁾ が惹起する矛盾を激化した。また同時に他面では、七三年恐慌を起點とする資本集中の所産であるカルテルの形成にともない、保護關稅の育成關稅からカルテル保護關稅への『機能交替』³¹⁾ が行われ、國內的には原料―半製品―完成品の生産行程を有する混合企業の單純企業にたいする優位を補強し、國際的には關稅を競争戦上の攻撃武器とするカルテルのダムピング政策によるイギリスの『工業獨占』³²⁾ への肉迫を可能にした。八四年の植民地創設〔南西アフリカ・トーゴカメルーン・ニユーギニア〕を起點とするドイツ帝國主義はこの二つの魂をもつてゐる。

註② G. Hallgarten, *ibid.*, Bd. I, S. 186.

註③ G. Hallgarten, *ibid.*, Bd. I, S. 446.

⑳ Arthur Rosenberg, *Die Entstehung der deutschen Republik, 1871-1918*. 1928. SS. 19~20. 卷上、フンメルス「歴史の
作る強力の役割」フンメルス・フンメルス選集第十六卷下、頁四四七~六五參照。

㉑ Johannes Ziekusch, *Politische Geschichte des neuen deutschen Kaiserreichs*. 1927. Bd. I. S. 333.

㉒ L. Brentano, *ibid.* SS. 26~7.

㉓ O. Schneider, *ibid.* SS. 155~164.

㉔ J. Ziekusch, *ibid.* S. 339 u. vgl. O. Schneider, *ibid.* SS. 154~5.

㉕ J. Kuczynski, *Die Bewegung der deutschen Wirtschaft von 1800 bis 1946*. 1948. S. 208.

㉖ Wilhelm Gerloff, *Die Deutsche Zoll- und Handelspolitik*. 1920. S. 52.

㉗ W. Gerloff, *ibid.* S. 53.

㉘ vgl. G. Halgarten, *ibid.* Bd. I. S. 182.

㉙ vgl. Rudolf Hildebrand, *Der Funktionswechsel des Schutzzolls*. Neue Zeit 21 H. 1903. SS. 275~281.

ヒルンブーディングの展開によれば、(1)資本の有機的構成の高度化にともない、勞賃部分の比重は相對的に僅少となり、農業關稅にたいする大工業の抵抗は弱化する。(2)保護關稅は、生産が國內市場の需要を凌駕すれば育成關稅としての役割を果たさなくなると、カルテルの形成とともに國內市場での獨占價格により超過利潤を獲得せしめ、しかもその一部はカルテルの輸出獎勵金のために用いられる。それゆゑに保護關稅は外國工業による國內市場征服にたいする防衛の手段から、國內工業による外國市場征服の手段となる。この世界市場での闘争において決定的に重要となるのは、カルテルの興えうる輸出獎勵金であり、これは國內市場から汲みとられる超過利潤に依存する。かくして、保護關稅の高さは國際的競争において決定的要因となつてくる。(3)この保護關稅は當然、國際的對立と同時に國內的對立をもますます尖鋭化するため、社會のすべての權力手段を意識的に總括して資本の搾取手段に轉化しようとする、と。さらにまた、「金融資本論」(林要教授譯、頁四九四)においては、「一八七九年における保護關稅の勝利は、保護關稅の機能における一轉向の開始を意味するものである。すでに、一八七九年五月五日、帝國議會において、リヒターはカルテルの「新政策」を攻撃して、軌條展延・車輛・汽關車生産者が國家發

註には高價格を、外國への輸出には低價格を、附する二重價格政策をとるのを具體的に指摘している。この點については「Kuczynski, *ibid.* Bd. I, S. 150 を参照せよ。

③ エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の狀態」(一八九二年ドイツ語版第二版への序論) マルクス・エンゲルス選集、補巻2、頁五〇二参照。

二 ドイツ帝國主義の經濟政策

A 《高度保護關稅政策とその矛盾》『穀物と鐵』との同盟による國內市場確保の政策は、一面では、農業恐慌の深化にともなうエンカー保護政策の強化、他面では、ミネツト鑛の利用を可能にしたトーマス法(七九年發明)導入を楨杓として恐慌から脱出する大鐵鋼業・八〇年代以降急速に發展する電氣工業および化學工業の世界市場確保の要請、この對立から矛盾に直面するにいたる。

第二表の示すように、關稅導入後も穀價はますます崩落した。そのみでなく、エンカー階級存立の死活條件をなす甜茶糖工業および馬鈴薯アルコール工業は、西インドの甘蔗糖とロシアの穀物アルコールとの競争により國際競争戦に敗退する危機にあつた。かくして、八五年に國家の輸出奨励金等の形態で稅拂戻しをうける額が増加され「かりに輸出された砂糖が全部海のなかへなげこまれたとしても、製糖業者は政府の奨励金から利潤をえられ……馬鈴薯製アルコールの醸造業者も……公のふところから年額約九百萬ドルの贈物をうけ」るにいたつたほどである。それとともに、アメリカ・東インド・オーストリー・ハンガリー・わけてもロシアの穀物輸出に對抗して、エンカーの嵐のような穀物關稅引上要求もまた實現される。保守黨・自由保守黨のほか國民自由黨・中央黨の支持のもとに、八五年に小麥ライ麥三マルク關稅が、さらに八七年には小麥ライ麥五マルク關稅が、實現し、ビスマルク

時代の保護關稅運動は頂點に達した。³⁹⁾このような保護政策はドイツ工業の重要輸出市場であるアメリカ合衆國・ロシア・オーストリー

|| ハンガリーの對抗措置を誘發するとともに、勞賃を騰貴せしめて工業のわけても低勞賃を武器とする輸出工業の國際的競争能力を弱化した³⁷⁾〔第三表の前半の停滞と後半の躍進との對照を参照せよ〕。世界市場確保を死活條件とする工業の要請と、保護關稅政策に脅威される大商業・小農・小ブルジョアおよび勞働者階級の敵對とは、政治的にも九〇年二月の帝國議會の選舉〔社會民主黨と自由黨との大進出³⁰⁾〕に反映され、政策變更を不可避ならしめた。⁴⁰⁾

第二表 ドイツの穀物價格 單位=1マルク/1000kg

	小 麥			ラ イ 麥		
	(プロイセン)			(プロイセン)		
1871-75	235.2			179.2		
1876-80	211.1			166.4		
1881-85	189.0			160.0		
	(ベルリン)	(ダンテヒ)	(ミュンヘン)	(ベルリン)	(ダンテヒ)	(ミュンヘン)
1885	160.9	148.2	180.6	140.9	131.3	158.1
1886	151.3	138.9	188.5	130.6	120.2	145.0
1887	164.4	141.5	190.1	120.9	108.0	141.6
1888	172.2	135.2	193.9	134.5	121.9	150.8
1889	187.7	137.5	197.9	155.5	149.6	160.1
1890	195.4	145.1	218.3	170.0	159.4	179.2
1891	224.2	178.1	239.5	211.2	208.1	210.4
1892	176.4	158.1	205.5	176.3	174.2	181.9
1893	151.5	125.8	174.2	133.7	123.4	141.5
1894	136.1	102.6	155.8	117.8	110.4	122.5
1895	142.5	107.0	164.3	119.8	116.2	134.7
1896	156.2	117.0	174.5	118.8	118.8	146.8
1897	173.7	131.5	187.3	130.1	119.3	153.7
1898	185.5	148.7	210.5	146.5	142.3	170.5
1899	155.3	151.1	178.8	146.0	139.5	161.9
1900	151.8	149.9	178.6	142.6	133.1	153.7
1901	163.6	162.9	186.0	140.7	134.0	159.5
1902	163.1	162.4	183.3	144.2	139.4	151.9
1905	174.8	165.2	191.1	151.9	142.1	145.4
1909	233.9	228.8	247.5	176.5	171.8	174.4

第三表 ドイツ工業の輸出 單位—100萬マルク

	1880	1885	1890	1895	1900	1905	1909
半製品を合原を合原料を合製品を合工場製	774.5	530.1	708.3	722.4	1111.4	1400.6	1701.9
工場製	1492.6	1797.3	2147.5	2179.5	2982.4	3823.6	4216.9

註 ③④ vgl. August Zöhner, *Eisenindustrie und Stahlwerkstoffhandel*, 1907, SS. 16-7. など、前掲拙稿を参照された。トーマス法により、合機分の多いロートリンゲン・ルクセンブルクのミネット鐵も有利に利用されうるることとなり、一八八四年にはすでにトーマス法による銑鐵生産高はベッセマー法によるそれを凌駕した。

③④ L. Brentano, *ibid.*, SS. 85-6. より抽出。

③⑤ エンゲルス「保護關稅と自由貿易」(一八八八年七月、マルクス「自由貿易問題」英語版序文) マルクス・エンゲルス選集、第二卷下、頁四一八。

③⑥ vgl. G. Halgarten, *ibid.*, SS. 230-1.

③⑦ Walter Loitz, *Die Handelspolitik des Deutschen Reiches unter Graf Caprivi und Fürst Hohenlohe* (1890-1900), S. d. V. f. S. Bd. 92, 1901, SS. 55-65. などは、一八九〇年一〇月のアメリカ合衆國シヤッキンント・Mac Kinley 關稅率は工業の、わけても資本構成の低位の織維工業の、輸出を阻害した。當時のドイツの輸出工業の國際的競争能力の一要因が低勞賃と勞働日延長にあつたことは、W. H. Dawson, *The Evolution of Modern Germany*, 6. ed. 1914, pp. 79-80. にも指摘されてゐる。重工業および、婦人・少年勞働の比重の大きい織維工業はとりわけ、勞働者保護に敵對的な立場にあつた。十八年の『中央連合』の第二回總會は一四一六歳の少年勞働のための一〇時間勞働日確定に反對し、八五年に『中央連合』は成年勞働の勞働日規制にない一切の國家の干渉を拒否して、『Herrn-im Hause Standpunkt』を宣言する。一八八九年以後頒發するルールとオーベルシエレンの鐵山勞働者の大ストライキを調停するため勞働者代表と面接したヴィルヘルムIIの家父長的干渉にたいして、産業王ギルドフ(E. Kirdorf)はさう、『カイザーも王も經營ではならん發言しえない。經營ではわれわれだけが決定するのだ』と、獨占資本の權力的地位の上昇を端的に物語つてゐる。vgl. J. Kuczynski, *ibid.*, Bd. I, SS. 205-8.

③⑧ Friedrich Zahn, *Deutschlands vörschafliche Entwicklung*, 1912, S. 155.

③⑨ 自由黨(Freisinnige Partei)は、八一年に『分離派』を結成した國民自由黨左翼が、八五年に進歩黨と合流して生じたもので、リヒターの主導下にあり、三二から六六議席へ躍進した。社會民主黨は一から三五議席へ躍進した。中央黨は票數

一七・四萬票を失つたが八議席を増加して一〇六議席を占め、以上が反対派を構成した。これにたいして、保守黨は八〇から七三議席へ、自由保守—帝國黨は四一から二〇議席へ、國民自由黨は九九から四二議席へ轉落し、ビスマルクの内政的基礎である『カルテル』陣營の完全な崩潰を示す。これはもとより、ただたんに經濟政策にたいする對抗からのみ招來されたいはなから、紙幅の關係で詳述を許さなから。

② W. Latz, *ibid.*, SS. 65-6.

Bヘノイエ・クルスの經濟政策』『われわれは商品輸出するか、それとも人間を輸出するか』(一九一二年十二月十日)⁴¹⁾この言葉のうちに新宰相カプリヴィは帝國主義ドイツの世界市場確保の野望を集約的に表現している。ノイエ・クルスの經濟政策のきわだつた特徴をなすものは、農業關稅率切下により對外的には通商政策上の障害の緩和を・對内的には低穀價—低勞賃を・招來し、工業關稅を援用するカルテルのグムピング政策とあいまつて、世界市場爭奪戰に優位を占めようとする獨占資本の企圖、およびエンカー階級の政治的孤立の姿である。⁴²⁾

まず注目すべきことは、政策變更を招來した直接的要因が、九一年の全ヨーロッパの大凶作にあることだ。ロシアも凶作のため七月にライ麥その他の・十一月には小麥の輸出禁止措置をとるにいたり、穀價は未曾有の騰貴を示し^{〔第二表を参照せよ〕}西—南ドイツの食糧難のための緊急措置として九月に穀物等級別賃率が施行され、遠隔地への穀物輸送費の低廉化により東エルベの穀物の移入を計つたほどである。この情勢が、高度保護關稅率を固執する政治的危險を保守黨の主導者カーニッツ (Kautz) にすら洞察せしめ、かくして九一年十二月に帝國議會に提出されたオーストリー通商條約にたいする保守黨の攻撃の焦點は、小麥—ライ麥三・五マルクへの穀物關稅率切下よりはむしろ十二年度の條約期間に定められた⁴³⁾他面で、獨占資本の代辯者國民自由黨は、勞働者階級の力の急速な成長をまえにして、鐵關稅率の維持と工業に比しヨリ強く切下げられた農業關稅率とを基調とするこの條約により七九年にかちえられたエンカーとの同盟の解體を招來することを怖れて、その一部には動搖が認められた。が、オーストリー通

商條約は十八日に保守黨右翼の完全な孤立のもとに可決(卷三四三頁)された。(卷四八頁)

翌九二年にはすでに穀價は再び崩落傾向を示したため、「中央連合」(「獨占資本」)の政府との協働に對抗して、(44)
 エンカーは「農業者同盟」(Bund der Landwirte九三年二月創設)に結集した。その當面の闘争目標は、わけてもバルト海沿岸都

市の商業・化學工業およびオーベルシュレジエンの石炭―鐵鋼業に主導されるロシア通商條約締結要求にたいする
 拮抗にあつた。さしあたつての力試しとして、ルーマニヤ通商條約がとりあげられる。ロシアの穀物が穀粒―穀粉
 形態で原産地證明にもかかわらずルーマニヤ經由により輸入されるに相異なしとの論據を掲げる「農業者同盟」の
 嵐のようなアジテーションをまえにして、いま、國民自由黨・帝國「自由

由保守」黨および中央黨は長縮分裂を示す。九三年十二月にルーマニヤ
 通商條約は可決(卷一八九頁)されたといへ、エンカーの政治的孤立から
 の脱却を物語る(注意)。

ロシア通商條約にたいするエンカーの反對闘争は、ロシア大工業の國
 内市場確保の要求と呼應して、(47) 獨露關稅戰を導入し、すでに九三年七月
 二九日以後、ドイツはロシア穀物に七・五マルク關稅を課していた。この
 關稅戰によりドイツ獨占資本はロシア市場を急速に喪失し(卷四五頁)、英
 佛資本の競争に敗退する危機に曝された。ロシアの協調的態度とあいま
 つて、政府は獨占資本の輸出市場確保の要請に應えて九四年二月に通商
 條約を締結した。鐵鋼王シエトゥム(von Stumm)はいま、帝國議會にお

第四表 ドイツの對ロシア輸出

	1892年 8月	1893年 12月
花 炭	13755	3916
染料	2138	921
肥料	26782	22693
鐵 錠	24498	25101
ト 品	214449	35298
製 品	1976	245
鐵 製	49696	38404
炭 炭	553293	546770

[單位 dz=100kg]

いて工業の名のもとに感謝の意を表明する(九四年二月二十八日)⁽⁴⁰⁾

これにたいして、九三年の大豊作により未曾有の穀價崩落(第二表(參照せよ))に直面したユンカーは、十年間の條約期間とロシアにたいする三・五マルク穀物關稅率の適用とにたいして必死の鬭争を展開する。すて國民自由黨の大部分・中央黨の一部もまた動搖するにいたる。

かくして、政府は條約締結によりうけるユンカーの損傷を緩和するため「同一性證明」(Identitätsnachweis)の廢止を提案すると同時に、穀物等級別質率の撤廢を要求する中央黨の意を迎えようとした。というのは、九一年のこの緊急措置は、その後東ユルベの穀物の移出手段に轉化し、高穀價に慣れていた南西ドイツの地主に脅威を與えていたため、その不満を鎮めてもともたらインクレストのない同一性證明廢止に賛同せしめる必要があつたからである。⁽⁴¹⁾

この宥和策にもかかわらず、ロシア通商條約をめぐる鬭争のさ中に、保守黨と政府との對立は極端に尖鋭化した。保守黨は帝國議會では、カプリヴィの退陣要求により、あるいは海軍擴張案にたいする棄權によりデモンストレーションをすることともに、プロイセン州議會では「ドルトムント—ライン運河」企畫を拒否してライン・ヴェストファールの石炭—鐵鋼獨占資本を長縮せしめた。⁽⁴²⁾帝國議會での票決に際して、國民自由黨も中央黨も分裂したが、

第五表 ドイツの對ロシア貿易

	ドイツのロシアからの輸入		ドイツのロシアへの輸出	
	百 萬 マルク	ドイツの 總輸入に たいする 比	百 萬 マルク	ドイツの 總輸出に たいする 比
1880	331.4	11.7%	231.8	7.8%
1885	342.9	11.5	132.9	5.3
1890	541.9	12.7	206.5	6.1
1891	580.4	18.2	262.6	7.9
1892	383.4	9.1	239.5	7.6
1893	353.4	8.5	184.6	5.7
1894	544	12.7	195	6.4
1895	569	13.4	221	6.5
1896	635	13.9	364	9.7
1898	737	13.5	441	11.0
1900	730	12.1	359	7.5
1905	1112	15.0	412	7.0
1910	1413	15.3	621	8.3

社會民主黨・自由黨兩派等の支持のもとに、ロシア通商條約は三月十日に可決(贊一〇〇票 否一四六票)された。保守黨の機關紙「クローイツ・ツァイタング」(Kreuzzeitung)の主筆ハムマーシュタイン (von Hammerstein) はいう、「ロシア通商條約は墓石であり、その一面にはすぎさま、『ここにドイツ農業は葬られたり』との碑文を刻みうる。墓石の他面には、しばしのちには『ドイツ工業もまたそのあとを追えり』と記されるであろう」と(九四年三月十六日)と(帝國議會にて)。

敗北したユンカーは、いまいゆる三大手段—金銀複本位制導入・取引所改革の要求およびカーニッツ提案を掲げて、穀價吊上のために頑強なレジテーションを展開する。ロシア通商條約採擇の直後、四月七日に、帝國議會へ最初のカーニッツ提案がなされた。國內消費向外國穀物—穀粉の專賣による獨占價格(販賣價格の最低を小麥二一五マルク、ライ麥一六五マルク等を要する)を設定しようとするこの企圖は、總農業經營の六九%を占め・むしろ穀物を購入する立場にあつた過小農のインタレストを害し、消費大衆に年々四—六億マルクを負擔せしめるといふ、露骨な東エルベのユンカー經營擁護の性格をもつものであり、保守黨右翼を除く全政黨の反對のもとに否決(賛四六票 否一五九票)された。ユンカーは再び孤立した。

註② W. Lotz, *ibid.* S. 87.

③ vgl. Willh. Mogenroth, *Die Exportpolitik der Kartoffel*, 1907, SS. 15—80, 學例一。銑鐵シンジケートの場合。一八八六年に創設されたライニン・ヴェストンマーレン銑鐵連合 (Rheinisch-Westfälischer Rohnisenverband) は九七年にシーガーラント銑鐵販賣組合 (Verein für den Verkauf von Siegerländer Rohnisen) と結合して、デュッセルドルフ銑鐵シンジケート (Rohisensyndikat zu Düsseldorf) を設立した。ドイツの銑鐵の國內獨占價格は、イギリスの銑鐵價格に比して、つねに銑鐵賦税トン當り一〇マルクと運賃一一—二マルク (イングランド—ルール地區間) との合計—約二一—二二マルクだけ高く吊り上げられている〔第六表を参照せよ〕。しかも、銑鐵生産費は、一八七八年には鐵鑛石の差額 (一—二マルク) によりドイツの銑鐵はイギリスよりも一五マルク割高であつたが、一八九〇年には五—六マルク割高であつたにすぎず、さらに一

第六表 英獨鉄鐵國內價格比較

	ドイツ鉄鐵 (ラインラントにて) 單位マルク/トン	イギリス鉄鐵 (ピツドルズパローにて) シリング/トン	差 額
1890	67.23	44.7	22
1893	53.83	34.10	20
1896	57.50	38.2	20
1899	75.75	60.1	16
1902	60.67	49.3	11
1904	65.50	43.3	21

(Morgenroth, *ibid.* S. 20より抽出。シリングはほぼマルク等しい價値を有していた)。

九〇三年には七ハマルク割安にさえなつてゐるのである。資料の關係で若干時期はずれるが、國內獨占價格を基盤に展開されるカルテルの輸出價格政策の一端を第七表から覗かう。

⁽¹³⁾ vgl. W. Lotz, *ibid.* SS. 74~92.

⁽¹⁴⁾ W. Lotz, *ibid.* S. 92.

⁽¹⁵⁾ vgl. G. Halgarten, *ibid.* Bd. I, S. 285.

⁽¹⁶⁾ W. Carlot, *ibid.* S. 80.

⁽¹⁷⁾ 通商條約の成立を好まないドイツのエンカーとロシヤの大工業・わけても

織維工業との間に、また

成立を希望するドイツの

工業とロシヤの地主との

間、一種の利害連帯が生じた。同様に、オーストリー・ハンガリー條約の場合には、オーストリーの大工業とハンガリーの大土地所有者との對立、イタリー條約の場合には、北部の大工業と南部の大土地所有者との對立、がドイツのエルムスの東と西との對立と對應して、通商條約の成立を困難にしたのである。vgl. W. Carlot, *ibid.* S. 76.

⁽¹⁸⁾ Jürgen Kuczynski, Graec Wilhowski, *Die deutsch-russischen Handelsbeziehungen in den letzten 150 Jahren*, II, Auflage, 1947, SS. 27~32.

⁽¹⁹⁾ vgl. W. Lotz, *ibid.* S. 123.

ドイツ帝國主義と經濟政策

第七表 Düsseldorf 鉄鐵シンジケートの二重價格

	國內價格	輸出價格	差
1897	56.8~60.5	54.9	- 2~5
1898	56.8~61.2	54.1	- 3~7
1899	57.6~62.2	66.4	+ 4~9
1900	63.3~75.7	79.1	+ 3~16
1901	83.1~84.9	58.2	-25~26
1902	52.6~59.5	55.3	- 1~2

I. Morgenroth, *ibid.* S. 21より。

II. 單位=マルク/トン

III. 輸出價格にはドイツ國境までの運賃が含まれている點に注意せよ。

⑤① vgl. L. Bentsen, *ibid.* SS. 33と4輸入穀物を再輸出する場合、再輸出される穀物が輸入穀物と同一物であることを證明すれば、輸入の際に支拂われた關稅が拂戻された。この證明は事實上困難であり、この規定のため一八七九年關稅導入後わけても東エルベのユンカーが苦しんだのは皮肉である。東エルベの穀物は粘着性成分—窒素成分が稀少であつたため、賣行をよくするために窒素成分の多い外國穀物の輸入後直ちに、ダンチヒやケーニヒスベルク等の海港で、兩者の混合が行われたのである。すでに、ビスマルク穀物關稅提案の當時、海港の商業は、國內價格の吊上により、混合された穀物の輸出が阻害されることを怖れて同一性證明の修正を要求していた。すなわち、輸入穀物そのものでなくとも等量の國內穀物が輸出される場合にも、關稅の拂戻しを要求した。これは、ユンカーの利益にもなつたので、七九年の關稅法で認められた。その後、八二年には、製粉所で加工される輸入穀物にたいする關稅は、その穀粉等の製品が輸出される量に應じて——たとえ、國內穀物が使用されても——免除された。かくして、穀粉輸出の場合には、事實上同一性證明が放棄された。八七年以降、繰返して穀物輸出の場合にも同一性證明の廢止が要求されていたが、穀粉輸出にたいする穀物輸出の競争を怖れた製粉業のほかに、近視眼の保護關稅論者の偏見により阻止されていた。ところが、カプリヴィ時代の通商條約の討議の過程で同一性證明により苦しんでいるのがはかならぬユンカー經營であることが明確になり、その廢止をユンカーは熱望するにいたつた。カプリヴィは同一性證明の廢止を戰術的にロンヤ通商條約の討議までのばしていたのである。——同一性證明の廢止と穀物等級別貨率の撤廢とは、同時に、九四年四月二七日に實施された。

⑤② vgl. G. Halgarten, *ibid.* SS. 303—5.

⑤③ cf. W. H. Dawson, *ibid.* pp. 216—21 u. vgl. W. Lotz, *ibid.* SS. 169—71. この運河企畫について、中央ドイツ工業地帶運河 (Mittelandkanal) 企畫が九九年と一九〇一年とになされるが、いずれもプロイセン州議會で否決された。運河により外國穀物の國內への輸送が低廉となることを怖れたユンカーの反對による。注意すべきことは、プロイセン州議會でユンカーがかくも狂威をふるいえたのは、三級選舉法によりユンカー階級の選出が有利にされていたことに因る點である。一九一三年になつても、プロイセン州議會では、保守黨二〇二、國民自由黨七三、自由黨四〇、中央黨一〇三、社會民主黨一〇一、

その他「五」の譲渡配分は「A. Rosenberg, *ibid.* S. 264」。

② W. Lotz, *ibid.* S. 124.

③ W. Lotz, *ibid.* SS. 133-5.

Cへ帝國主義とザンムルンク政策ノイエ・クルスの經濟政策を更改しようとして、食糧自給力と國防力との觀念的結合の製造にカムパニヤの基本線をおく「農業者同盟」は、いま有利な情勢を迎える。ドイツ帝國主義の本格的發展とともに浮び上る艦隊建設問題と、國內階級闘争の激化および政府交替とが、これである。

さしあつてのユンカーの闘争は、いわゆる三大手段をもつて執拗に繰返された。アナクロニズムの金銀複本位制採用の要求はもとより、九五年・九六年と三回にわたり提出されたカーニッツ提案もまた葬り去られたとしても、取引所改革にかんしては凱歌をあげる。國民自由黨と決定票を握る中央黨との譲歩のもとに九六年の取引所法で穀

第八表 甜菜糖の生産と價格 (dz=100kg)

	生産量	價格
1891/2	1200萬 dz.	24.54Mk
1894/5	1830 //	17.05 dz

物定期取引の禁止をかちとつたのである。さらにまた、『火酒』と『砂糖』とにたいする保護政策が強化される。これは、ユンカー階級存立の物質的基礎をなすと同時に、ユンカー・獨占資本・および國家の利益共同體として「ドイツ帝國主義のシンボル」となつていた。すてに九五年の火酒税改正により、火酒にたいする國家の輸出奨励金の引上（*ibid.*につき六マルクへ）が實現されていたが、いま西インドの甘蔗糖の競争と過剩生産恐慌とのさ中に窮地にあつた甜菜糖工業のためにも九六年の砂糖税法が與えられる。この法律により九一年に切下げられた國家の輸出奨励金は復舊され（*ibid.*につき三・二五マルクへ）、かくして、たとえば九八年の甜菜糖稅收入七八・四百萬マルクのうち六八百萬マルクは輸出奨励金形態で生産者へ拂戻されたほどである。ドイツ

のみならずヨーロッパ各國も同様の措置をとるにいたり、砂糖は國際市場爭奪戦をさらに鋭化する。その一頂點をなすものは九七年のアメリカ合衆國の「ディングレイ關稅率」(Dingley = Tarif)——九〇年の Mac Kinley = Tarif の銳化された新版——であり、高率の工業保護關稅および砂糖附加關稅をそのきわだつた特徴としていた。⁵⁰⁾ 合衆國を砂糖の主要輸出市場としていたためわけでも痛手をうけたユンカーは、いま鐵鋼獨占資本の主導のもとに、「ディングレイ關稅率」にたいする總攻撃を展開し、ドイツ國內は「アメリカの鋼鐵トラスト・ロックフェラーのスタンダード石油トラストおよびハヴエマイヤーの砂糖トラストにたいする荒々しい鬭争の叫びに満たされた」という。⁵⁰⁾ 獨米關係の緊迫に加えて、プーア問題・膠洲灣占領・サモア問題等の帝國主義的領土分割鬭争の激化により、艦隊建設問題が大きく浮び上るとともに、新たな高度保護關稅への潮流が生み出されてきた。「工業—農業關稅の複合體系を創出して、艦隊政策の財政的基柢とすること」ここにミクエル (O. von Mikuel) のザンムルンク政策の核心があつた。⁶¹⁾

新たな通商政策を準備するために九七年十二月に政府により『經濟委員會』(Wirtschaftlichen Ausschuss) が召集された。その構想は「中央連合」から發しており、獨占資本とユンカーとの代表者が歴倒的多數を占めていたため、「農業者同盟」により歡迎されるとともに、社會民主黨・自由黨兩派から激しく攻撃された。⁶²⁾ 委員會はさしあたつては生産統計の作成等に從事していたが、もとよりその本質は獨占資本のユンカーとの間取引の場であつた。農業保護關稅を交換條件にユンカーは、艦隊建設に支持を與える。⁶³⁾ 艦隊政策は獨占資本の・わけでも装甲板生産者クルップ・シントウムのインタレストに呼應するものであり、いま國民自由黨はもとより保守黨および自由思想連合 (Freisinnige Vereinigung) の支持をもえたが、社會民主黨・自由人民黨 (Freisinnige Volkspartei) の強力な反對に直面して、中央黨の動向に左右されることとなつた。小農のインタレストを代表する中央黨バイエルン翼は反對派に投じ

たが、他の賛票のもとに第一次艦隊提案は九八年三月帝國議會を通過した。その直後四月、クルップ主導のもとに創設された「ドイツ艦隊協會」(Deutsche Flottenverein)は、「ドイツ植民協會」(Deutsche Kolonialgesellschaft)等とともに⁸⁴⁾獨占資本の景氣安定化政策の一環をなすにいたつた第二次艦隊建設のための一大プロパガンダを展開した。この艦隊建設の財政的基礎をなす保護關稅案が、獨占資本主義段階最初の經濟恐慌のさ中・一九〇一年盛夏に公開されるにいたり、「ドイツの全内政はただ關稅鬭争をめぐつて旋回した」といわれる。⁸⁵⁾

前年の夏、プロイセンの「地方經濟團體」(Landesökonomie-Kollegium)委員會は、小麥ライ麥最低七・五⁸⁶⁾一般九マルクを基調とする詳細な二重關稅率案を完成していた。これを支持する「農業者同盟」にとつては、高率の農業保護關稅(小麥五・五⁸⁷⁾七・五マルク)を掲げる政府提案すら極めて不滿なものと映り、保守黨の政府支持翼の議會政策と對立するにいたつた。世界市場確保を至上命令とする獨占資本のインクルストに制約された政府官僚は、通商條約の締結を不可能にする「農業者同盟」の要求を容認しえなかつた。また「中央連合」も十分な支持を與えないため、「農業者同盟」はいま再び七九年に用いた陳腐な戰術をとり、「農業に、大農業團體がその生活力維持のため・外國の競争にたいする保護のため・必要と證明した關稅を、承認しようとしなければ、少くともヨリ以上の農産物の騰貴が生じないようにするため、のちに大部分の工業關稅の切下を提案せざるをえなくされるであろう」と聲明する。⁸⁸⁾

全提案に眞正面から對決したのは社會民主黨であり、三五〇萬人の反對署名を集めるのに成功する。⁸⁹⁾さらに自由人民黨・自由思想連合もまた反對陣營に屬していた。

工業はさしあたり二つの陣營に分れる。獨占資本(「混合企業」)は、國民自由黨・帝國黨および「中央連合」に結

集して、政府提案の支柱をなしていたが、國內獨占價格を享受しえない輸出加工工業の大部分〔「單純企業」は保護關稅に原則的に反對であつた。その一部は、對勞働者問題から「中央連合」の主導のもとへ從屬するにいたり、あるいはまた一部の加工工業はカルテルの輸出獎勵金制度によりその不滿を鎮靜されていた。⁷⁰⁾しかしながらそのほかの「中央連合」に對抗的な要因は、すでに九五五年に「産業家同盟」(Band der Industriellen)を創設しており、⁷¹⁾そのうち保護關稅の潮流のたかまるとともに「通商條約準備本部」(Centralstelle zur Vorbereitung von Handelsverträgen)を拮抗の據點としていた。が、大きく政治的アジテーションを展開するにいたつたのは、一九〇〇年末・ジーマンス(Georg von Siemens)主導下の「通商條約協會」(Handelsvertragsverein)設立以降であり、わけでも農業保護關稅を攻撃の對象とした。⁷²⁾かの自由黨兩派はこの層のインタレストを反映している。

かくして、「農業者同盟」と社會民主黨とを兩極とする鬭争のさ中に、一切の切札を手中にする中央黨のボナパルト的支配『「牧師政治」』(Kajankratie)をこの場合にも可能とする情勢が生み出された。中央黨の背骨は獨占資本大土地所有者であり、その肉體は小農・小ブルジョア・勞働者である。この構成要因に制約されて中央黨は、そのトリムボロン(Trimborn)提案において議會戰術的に巨匠の巧みさを示す。高度農業工業保護關稅の容認と、農業關稅收入の一八九八—一九〇三年平均を超過する額の未亡人孤兒扶養基金への充當とが、その骨子である。まず、その背骨に榮養を與え、さらに、キリスト教の仁愛にそつて肉體の反逆を防止する。すなわち、生計費騰貴に不平を抱いて勞働者たちが社會民主黨へ轉向する危險を防ぐだけでなく、關稅による生計費騰貴額推定約十三億マルクの十分の一にも満たない扶養基金のために中央黨に感謝さえさせようというのである。かくして「牧師政治」を安定させることにより、一石三鳥の手をうつつた。⁷³⁾しかしながら中央黨は政府提案以上の農業關稅率の引上を斷念し

た。「農業者同盟」の主導者ヴァンゲンハイム (von Wangenheim) の小麦・ライ麦最低七・五マルク農業關稅率提案は否決(参四四票)され、議會委員會決議(小麥六・ライ麦五・五)も第三讀會にいたり政府の斷乎たる拒否のまゝに再び挫折した。最後に保守黨の過半数も農器具關稅率引下げて妥協するにいたり、左翼と保守黨右翼との拮抗にもかかわらず、一九〇二年十二月十四日、政府提案の關稅率可決(参二〇三票)された。中央黨のポナベルト的支配の成果は、「はじめから政府草案のために盡力してきた重工業の勝利を意味した」。いま、獨占資本はエンカーにたいする讓歩の限界を、資本の死活條件となつていた世界市場確保の至上命令により劃することに成功した。銑鐵關稅率(一マルク／百盾)の維持は「鐵の勝利」をおしすすめる。⁷⁷⁾

註⁷⁶⁾ J. Kuczynski, *Studien zur Geschichte des deutschen Imperialismus*. Bd. I. S. 325.

⁷⁷⁾ W. Lotz, *ibid.*, SS. 145~7.

⁷⁸⁾ J. Kuczynski, *ibid.*, Bd. I. S. 346.

⁷⁹⁾ G. Halgarten, *ibid.*, Bd. I. SS. 344~5. 野津高次郎氏「獨逸稅制發達史」頁一八〇~五参照。

⁸⁰⁾ vgl. W. Lotz, *ibid.*, SS. 156~7.

⁸¹⁾ G. Halgarten, *ibid.*, Bd. I. S. 370.

⁸²⁾ G. Halgarten, *ibid.*, Bd. I. S. 412. (俣野大野)。

⁸³⁾ vgl. W. Lotz, *ibid.*, SS. 180~3. 自由黨は一八九三年のカプリウの陸軍擴張案を契機に二派に分れる。以前の國民自由黨左翼一分離派は政府の帝國主義的方向へ接近して自由黨から分裂して「自由思想連合」を結成し、他はリヒター主導下に「自由人民黨」を形成した。

⁸⁴⁾ vgl. J. Kuczynski, *ibid.*, Bd. I. S. 327.

⁸⁵⁾ vgl. J. Kuczynski, *ibid.*, Bd. II. SS. 189~212 u. SS. 119~159. 「艦隊協會」は第一次大戦前のドイツ「金融資本」の最大の大衆プロパガンダ組織であり、わけても鐵錫獨占資本のインタレストを代表する。「ドイツ植民協會」は、一八八七年十二月に

《Gesellschaft für deutsche Kolonisation》と《Deutsche Kolonialverein》とが合同して成立した。この協會の特色は、ニンカ一の役割が大きな比重を占めてゐることである。それゆゑに、九四年に設立された、「汎ドイツ連盟」(Alldeutsche Verband)や「艦隊協會」のように、獨占資本のインタレストを代表したのみでなく、ニンカーおよび非獨占的な大資本と獨占資本との利害對立が生じた場合、その調整をも企圖した。この役割から、獨占資本の一種の「大衆組織」であつたといつて可い。「植民協會」のみで、一八九九—一九〇〇年の間に二五萬部のパンフレットと七〇〇萬枚のビラを配布したといふ(G. Hallgarten, *ibid.*, Bd. I, S. 384)。第二次艦隊法案は一九〇〇年に議會を通過した。

③ G. Hallgarten, *ibid.*, Bd. I, S. 447.

④ vgl. W. Lotz, *ibid.*, SS. 188~90.

⑤ vgl. G. Hallgarten, *ibid.*, Bd. I, S. 446.

⑥ J. Kuczyński, *ibid.*, Bd. I, S. 327. (傍點大野)。

⑦ Ludwig Lang, *Handels-Jahre Zeitschrift*, 1906, S. 361.

⑧ vgl. W. Morganth, *ibid.*, SS. 50~6. 保護關稅とカルテルとによる國內獨占價格の設定により

招來される輸出工業の不利を緩和するため、原料—半製品カルテルは加工工業に輸出獎勵金を與えた。この輸出獎勵金は、八〇年代に銑鐵カルテルが壓延企業に與えたのを最初とし、その後、他の工業部門にも適用されるにいたつた。九〇年代までは過渡的な臨機の處置であつたが、一八九三年のライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートの創設以降、恒常的な制度へ完整されるにいたつた。若干の例を擧げよう。(1) コークス・シンジケートはすでに九二年に銑鐵輸出にト

ン當り一・五マルクの補助金を與え、その後も規則的に支拂つた。(2) 鐵鐵シンジケートは九七年に、ジーガーランド鑽石—石炭シンジケートと連繫して、ジーガーランド半製品生産者に加工銑鐵トン當り六・七マルクの輸出獎勵金を與えた。九八年には減額され、その後國內市場の好況で消滅したが、恐慌とともに一九〇一年には一〇マルクが與えられた。(3) 針金壓延

第九表 ドイツの保護關稅率 (100kg = dzにつき)

	1879	1885	1887	1891	1902	
					最低	最高
小麦	1.0	3.00	5.00	3.50	5.50	7.50
ライ麦	1.0	3.00	5.00	3.50	5.00	7.00
銑鐵	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

企業は、一九〇〇年以降には、石炭シンジケート、銑鐵シンジケート、半製品連合から各五マルク—合計一五マルクの輸出奨励金をうけ、しかも、銑金壓延企業はさらにその生産物の加工業者に——一九八年には一〇・一九〇〇年には二〇マルクの——輸出奨励金を與えた。この加工業者、たとえば銑金鑄生産者はさらにまた次階梯の加工業者に輸出奨励金を與えた。等々。——一九〇二年に石炭シンジケート・半製品連合・炭桁連合は輸出奨励金の統一的規制のために共同の本部—いわゆる「輸出奨励金清算事務所」(Abrechnungstelle für die Austun)をデュッセルドルフに創設した。これはたとえば、一九〇二年七月九月に、輸出奨励金の最高率を、石炭タン普り二・五、銑鐵二・五(石炭にたいする奨励金を除く)、半製品一〇(石炭と銑鐵とにたいする奨励金を含む)、綫一〇(マルク)と定めた。しかし、その後、一九〇六年にいたり、石炭—銑鐵—シンジケートは輸出奨励金を完全に廢止した。なお、前掲拙稿(頁六六七)および W. H. Dawson, *ibid.* pp. 180—96 を参照せよ。

⑩ vgl. J. Kuczynski, *ibid.* Bd. I, SS. 226—7.

⑪ vgl. W. Lotz, *ibid.* SS. 170—5. G. シーメンスはあの「ライチエ・バンク」の主導者。國際的支拂決済のロンドンからの獨立を企圖して設立された「ライチエ・バンク」は創設當初、すでにそのこの國家權力との密接な結合を有していた「ヂイヌロント・ギゼルシャフト」と對抗關係にあり、ベルリン官邊では「赤い」(rot)とみられていた。シーメンスは國民自由黨左翼—分離派—自由思想連合に屬してゐた。もとより、この段階における關稅關争での彼の關心事は、農業保護關稅にたゞする攻撃であつた。(vgl. G. Halgarten, *ibid.* Bd. I, SS. 185—6).

⑫ G. Halgarten, *ibid.* Bd. I, S. 450. なお、このうち中央黨が現在のアマナヤー (Konrad Adenauer) 主導下の「キリスト教民共産黨」(Christlich Demokratische Union) の前身であることを指摘して置きた。

⑬ vgl. L. Breunano, *ibid.* SS. 46—7. u. G. Halgarten, *ibid.* Bd. I, SS. 449—50.

⑭ W. Gerloff, *Die Finanz- und Zollpolitik des Deutschen Reiches*, 1913, SS. 888—93.

⑮ G. Halgarten, *ibid.* Bd. I, S. 450. (傍點大野)。

⑦ 拙稿「ドイツ金融資本の構造的性質」前掲、頁、六六を参照されたい。

あとがき

未曾有に尖鋭化した反對運動をおしきつて「一種の議會のクーデター」のもとに遂行された高度保護關稅政策は、勞働者階級の強力を成長にたいする獨占資本のユニカーとの「結集政策」(Sammlungspolitik)であり、イギリスとの經濟的拮抗をおしすすめると同時にそれを武力的拮抗へ上昇せしめる艦隊政策の財政的基礎をなしている。その保護關稅率は、一九〇四—五年の通商條約締結(ロシヤ・イタリー・オーストリー—ハンガリー・セルビア・ベルギー・スイス)の基準をなし、一九〇六年三月一日に發效するのであるが、あたかもその間、基礎過程には新たな段階を劃する事態が進展している。ドイツ「金融資本」の機構の確立、これである。それにとりなう軍事的「ユニカー」—ブルジョアの帝國主義の構造的矛盾(艦隊政策—世界政策と、バグダード政策—大陸政策との二者鬭争的性格)の激化と破局への途に提起される諸問題の分析が果されなければならない。

⑧ G. W. F. Haugarten, *Verkegungswirtschaftsismus*, Paris 1935, S. 171.

⑨ ドイツ金融資本の成立の指標は、一八九三年の「ライン・ヴェストファーレン石炭シジケート」創設に求められうるとしても、その確立は一九〇三—四年をまたなければならぬ。一九〇三年には、「ライン・ヴェストファーレン石炭シジケート」の改組が行われ、これは『石炭にたいする鐵の勝利』—大混合鐵企業の勝利をあらわしており、その翌年の「製鋼連合」(Stahlwerksverband)はそれをおしすすめる。また、一九〇四年に、電氣工業は「ジーマンス—ハルスケ」と「アー・エー・ゲー」との二大獨占體に支配され、化學工業も、二大インテレッセンゲマインシャフトが獨占的地位を確立する。これらの産業資本の獨占體系と銀行資本の獨占體系との癒着もまたこの時期に完整される。この點については、前掲拙稿を参照されたい。

* 本稿は昭和二八年度文部省科學研究費による共同研究の報告書の一部をなすものである。